

# **総務常任委員会関係**

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び <u>同条第4項</u> の規定による社会教育に関する施設その他の施設に関する事項、 <u>第4条第2項</u> の規定による旅館業の施設に係る衛生措置の基準、 <u>第5条第3号</u> の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第8号、 <u>同条第2項第7号</u> 及び <u>同条第3項第5号</u> の規定による施設の構造設備の基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び <u>第4項</u> の規定による社会教育に関する施設その他の施設に関する事項、 <u>法第4条第2項</u> の規定による旅館業の施設に係る衛生措置の基準、 <u>法第5条第1項第4号</u> の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第8号、 <u>第2項第7号</u> 及び <u>第3項第5号</u> の規定による施設の構造設備の基準を定めることを目的とする。
(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び <u>第3条の3第3項</u> において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。	(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、 <u>第3条の3第2項</u> 及び <u>第3条の4第3項</u> において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。
(1)～(3) 一略一 2 一略一 第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び <u>第3条の3第3項</u> において準用する場合を含む。）に規定する知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。	(1)～(3) 一略一 2 一略一 第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、 <u>第3条の3第2項</u> 及び <u>第3条の4第3項</u> において準用する場合を含む。）に規定する知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。
(1)～(4) 一略一 (宿泊を拒むことができる事由) 第5条 法第5条第3号の規定により宿泊を拒むことができる場合は、宿泊しようとする者が、 <u>でい醉等</u> により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。 (手数料) 第6条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 一略一	(1)～(4) 一略一 (宿泊を拒むことができる事由) 第5条 法第5条第1項第4号の規定により宿泊を拒むことができる場合は、宿泊しようとする者が、 <u>泥酔等</u> により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。 (手数料) 第6条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 一略一 (2) 法第3条の2第1項の規定により旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者 <u>7,400円</u>

- |   |   |
|---|---|
| (2) 法第3条の2第1項の規定により合併又<br>は分割の承認を受けようとする者 7,400円      | (3) 法第3条の3第1項の規定により合併又<br>は分割の承認を受けようとする者 7,400円      |
| (4) 法第3条の3第1項の規定により旅館業<br>の相続に係る承認を受けようとする者<br>7,400円 | (4) 法第3条の4第1項の規定により旅館業<br>の相続に係る承認を受けようとする者<br>7,400円 |